

二本松市契約等に係る暴力団等排除措置要綱第3条の施行要領

(平成22年11月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、二本松市契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成22年二本松市告示第157号。以下「要綱」という。）第3条の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議)

第2条 総務部長は、契約等の締結後において、当該契約等の相手方（入札参加資格者を除く。以下同じ。）が要綱第3条第2項各号のいずれかに該当するときは、二本松市入札契約審査委員会要綱（平成17年二本松市告示第15号）第1条に規定する二本松市入札契約審査委員会に対し、当該事実に係る新たな契約等を行わない者及びその期間の審議を求めなければならない。

(契約等制限の通知)

第3条 総務部長は、前条の審議の結果、一定期間、新たな契約等行わない措置（以下「契約等制限」という。）が必要とされた場合は、市長の決裁を受け、第1号様式によりその旨を当該契約等の相手方に通知するものとし、第2号様式により入札参加資格者名簿の副本を置く機関に対して通知するものとする。ただし、当該契約等の相手方に対し通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該通知を省略することができる。

(二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領の準用)

第4条 契約等の相手方が要綱第3条第2項各号のいずれかに該当したときの措置について、この要領に定めのない事項は、二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領（平成19年5月28日市長決裁）の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成22年11月10日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

〔 商号又は名称
代表者氏名 〕 様

二本松市長

印

契約等制限通知書

このたび、下記のとおり契約等制限を行うこととしたので通知します。
今後は、このような事態が生ずることがないように十分注意してください。
なお、契約等制限の期間中は、市と新たな契約等を行うことはできません。

記

- 1 契約等制限の期間 ①
- 2 契約等制限の理由 ②

(注)

- 1 ①には、契約等制限期間の始期及び終期を記入する。
- 2 ②には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要、該当する措置要件等を記載する。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

様

総務部長

契約等制限通知書

次のとおり契約等の相手方の契約等制限の措置を行ったので通知します。

なお、契約等制限の期間中は、当該契約等の相手方と新たな契約等を行うことはできません。

また、当該契約等の相手方を含む事案において、既に指名決定を受け、指名通知（見積依頼）を行っているものについては、当該指名（見積依頼）取消しの通知を行ってください。

- 1 商号又は名称
(法人又は個人事業主の場合)
- 2 氏 名
(代表者氏名)
- 3 住 所
(所在地)
- 4 契約等制限期間
- 5 契約等制限理由